

まちの価値の向上に資する低層住居専用地域の都市計画検討支援
業務委託に係る公募型プロポーザルに関する質問への回答

下記の質疑応答内容は、実施要領の追補とみなします。

・実施要領 第 1 事業概要について	
質問 1	本業務は、都市計画の変更の素案たたき台とその図書作成までで、法定の決定手続き等は、次年度以降の実施を想定されているという理解でよいでしょうか。
回答 1	お見込みのとおりです。 なお、実施要領別紙 第 2 想定している業務内容 (3) 都市計画変更、決定の検討⑤のとおり、都市計画変更、決定までの手順、手続き等のプロセスを検討し、具体的な工程案を作成することを業務内容としたいと考えています。
・実施要領 第 4 参加資格 (7) について	
質問 2	地区単位の用途地域の変更に関わる業務は、受託実績の要件に該当するという認識でよいでしょうか。
回答 2	ご認識のとおり、平成 27 年度以降の地区単位の用途地域の変更に関わる調査、検討等の業務は該当します。
質問 3	「用途地域の変更に関わる業務」には、用途地域等に関する指定方針及び指定基準の見直しに関する業務は含まれるでしょうか。
回答 3	「用途地域の変更に関わる業務」には、用途地域等に関する指定方針及び指定基準の見直しにかかる調査、検討等の業務を含みます。
質問 4	都市計画法及び建築基準法の一部改正 (平成 14 年公布) に基づいて、東京都内で平成 23~26 年度に検討し、決定に至った「敷地面積の最低限度」の導入検討調査は、受託実績の要件に該当するという認識でよいでしょうか。
回答 4	ご認識のとおり、平成 16 年度以降の、東京都内での都市計画法及び建築基準法の一部改正 (平成 14 年公布) に基づく、用途地域の「敷地面積の最低限度」の導入にかかる調査、検討等の業務は該当します。
・実施要領 第 5 応募方法 (2) 提出方法について	
質問 5	新型コロナウイルス感染拡大対策で緊急事態宣言が発令され、外出自粛や原則テレワークという制約がある状況ですので、提出方法として、期限 (5 月 13 日正午) までにまずデータ送付させて頂き、提出書類については 5 月 13 日付で郵送させて頂くというやり方を認めて頂けないでしょうか。
回答 5	ご提示いただいた提出方法を認めます。ただし、実施要領 第 1 4 担当部署に記載のメールは、添付ファイルが 3 MB 程度の容量のものまでしか受信しません。提出にあたって、事前に担当部署と提出方法を調整してください。

・実施要領 第5 応募方法（3）提出書類について	
質問 6	業務実績書には、事業者（会社）としての実績を記載し、予定技術者別の実績は、企画提案書「⑥実施体制」に記載するという認識でよいでしょうか。
回答 6	ご認識のとおりです。 また、企画提案書⑥に、実施要領 第4 参加資格（7）に該当しないが、本業務を遂行するにあたって有用であるとする、事業者としての実績があればご記載ください。その際、企画提案書と別に業務内容がわかる書類を、任意で添付していただけます。添付書類は、企画提案書の枚数には含めません。
質問 7	業務実績書に最低限記載が必要な事項をご提示ください。
回答 7	件名と契約の相手方をご記載ください。また、業務内容がわかる書類を添付してください。
・実施要領 第7 企画提案書等（1）⑥実施体制について	
質問 8	技術者ごとの資格を証する書類の写しや、テクリスの業務内容確認書または契約書・仕様書の写しの提出は不要と理解してよろしいでしょうか。
回答 8	技術者ごとの資格を証する書類があれば、写しを添付してください。技術者ごとの実務経験を証する書類の添付は求めませんが、任意で添付していただけます。添付書類は、企画提案書の枚数には含めません。